地課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市開発部公園緑

計画公園に関する都市計画を変更するので、

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、八戸都市

同条第二項において準用する同法第二十

青森県告示第七百二十六号

쏨

示

(

縦覧に供する図書の名称

第二千二百五十三号

十一月十七日

平成十五年

都市計画の変更..... 公 告

告

示

目

次

大規模小売店舗の変更の届出...... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

地域森林計画の変更案の縦覧...... 地域森林計画の案の縦覧......

同

政

(経営振興課) 課 :

(文化・スポ)

· ::

坂本 奈々子

主たる事務所の所在地

(戸市大字櫛引字白田二二の一

五

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

総括図

Ξ 計画図 計画書

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

(都市計画課) ...

平成十五年十一月十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十五年十月三十一日

特定非営利活動法人来夢の里

代表者の氏名

Ξ

兀

定款に記載された目的

スを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。 生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービ この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者 (児) に対し、地域

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター 弘前店

弘前市城東第五土地区画整理事業地内五五街区の一一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

Ξ 変更しようとする事項

る 引 Ij	X		
きること ること 利用す で 事で	閉店行て店大 店時う小舗規 時刻る業に 刻及の業 い売 び開をい売	分	
後九時まで 午前九時三十分から午 屋外A駐車場	閉店時刻 午後九時開店時刻 午後九時	変更前	
後十一時十五分まで 午前八時三十分から午 屋外A駐車場	閉店時刻 午後十一時開店時刻 午前九時	変更後	
	三平 一成 一	年変月 日更	

兀 届出年月日

平成十五年十月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年十一月十七日から平成十六年三月十七日まで

3

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

平成十六年三月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

記載事項

3 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第六条第一項の規定により、公告し、これら 計画区に係る平成十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、森林 青森林計画区に係る平成十三年四月一日から十年間の地域森林計画及び三八上北森林 定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画、東 森林法の一部を改正する法律 (平成十五年法律第五十三号) 附則第三条第一項の規 地域森林計画の変更案の縦覧

事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。 なお、これらの地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、 知

の地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

縦覧場所

三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、 青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、 上北地方農林水産事務所、

地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所

二 縦覧期間

平成十五年十一月十七日から同年十二月十七日まで

 \equiv 縦覧時間

縦覧場所

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

地域森林計画の案の縦覧

公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。 てたいので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第六条第一項の規定により、 定により、下北森林計画区に係る平成十六年四月一日から十年間の地域森林計画をた 森林法の一部を改正する法律 (平成十五年法律第五十三号) 附則第三条第二項の規

平成十五年十一月十七日

理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、

吾

青森県知事 Ξ 村 申

二 縦覧期間 地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所 三戸地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北 青森県農林水産部林政課並びに東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、

平成十五年十一月十七日から同年十二月十七日まで

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

Ξ

縦覧時間

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

(発 発 赤 市 長 島 一 丁 日